

「被害者支援活動員養成講座（第9期生）」募集要項

～性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター支援員募集～

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター

1 はじめに

私たちの身近なところで、犯罪や事故などで多くの方が傷ついています。誰にも相談できないまま当事者だけで苦しみ、悩み、自らを責めて孤立していくといったケースも多く、被害者やご遺族は、様々な問題に直面し困難な生活を強いられています。

「ぎふ犯罪被害者支援センター」は、事件事故に遭われた被害者やそのご家族、ご遺族の被害回復を側面的に支援するための民間団体であります。平成16年に発足し、その後、県知事から「公益社団法人」の認定、県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるなど、事業活動が定着し、社会的な評価を受けています。

現在、約34名の支援活動員が、相談・支援活動や被害者の方々と交流を行っています。犯罪被害者やご家族からの電話相談にに応じていただいているほか、面接相談や法廷、病院等への付添いなどの支援活動や広報活動にも参加していただいています。

また、性犯罪・性暴力被害専門の「ぎふ性暴力被害者支援センター」の支援員・相談員として潜在化する被害者の方を救済するとともに、心身の負担の軽減、早期の自立に向け、ワンストップでサポートしていくための活動にも参加いただけます。

今回、被害者のサポート活動を行っていただくことを目的として、「被害者支援活動員養成講座(第9期生)」の受講者を募集します。

2 支援活動員の業務

(1) 活動内容

- ・電話相談や付添い支援活動など（月数回程度、支援センター内の電話相談室にて）
- ・街頭広報、講演会の手伝いなどの広報活動
- ・養成講座終了後、支援活動員として必要な知識、経験を深めるため、毎月1～2回の継続研修（「スキルアップ研修」）を受けていただきます。

(2) 勤務条件

- ・勤務形態 非常勤
- ・勤務時間 月曜日～金曜日 10時～16時
（性犯罪・性暴力被害者相談は10時～20時（2交代制））
月2～3回程度勤務
- ・勤務場所 ぎふ犯罪被害者支援センター（岐阜市藪田南5丁目14-12）
- ・報酬 当支援センターの規程による。

3 募集期間

令和元年6月10日（月）から7月22日（月）まで

4 応募資格

- (1) 年齢、25歳以上65歳以下の方（男女は問いません。）
- (2) 被害者支援に理解と意欲があり、相談・支援活動に関心がある方
- (3) 相談及び支援活動に必要な知識・技術を習得してもらうための専門的な研修をすべて受けることができる方

5 研修内容

- (1) 期間 令和元年8月22日（木）（開講式）～令和元年9月26日（木）（修了式）
- (2) 内容

犯罪や不慮の事故、性暴力等に遭われた被害者やそのご家族の支援活動に必要な知識や技能を習得するため、医師・弁護士・臨床心理士等の専門家や関係機関の担当者を講師とする研修を行います。※詳しいカリキュラムは別紙のとおり

6 受講料 無料

7 定員 計35名 定員を超えた場合は選考を行います。

8 応募要領

(1) 次の書類を、下記に郵送してください。

- ・「養成講座受講申込書」
- ・「養成講座に応募した動機」と題した作文（A4 版用紙、800 字程度）

(2) 申込書送付先

〒500-8384 岐阜市藪田南 5 丁目 1 4-1 2

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター事務局 宛

(3) 応募締切

令和元年 7 月 22 日（月）（当日消印有効）

※「申込書」はぎふ犯罪被害者支援センターのホームページからもダウンロードできます。

HP：<http://www.gifu-vsc.org/>

郵送をご希望の方は、上記宛先まではがき・封書・メールでご請求ください。

9 支援活動員の選考

受講申込書等に基づいて書類選考します。書類審査の結果については、後日、通知します。

10 実地研修

養成講座受講後、審査で選考された方は、支援活動員として必要な相談対応実地研修を受けていただきます。

令和元年 10 月から令和 2 年 3 月まで月 1 回 支援活動員初級研修

11 問い合わせ先

公益社団法人「ぎふ犯罪被害者支援センター」事務局

電話 058-275-3933 FAX：058-213-3933

Eメール：jimu@gifu-vsc.org